

東京都立食品技術センター条例

平成二年三月三十一日

条例第六一号

改正 平成 四年 三月二六日 条例第一三七号

平成 八年 三月二九日 条例第七一号

平成一三年 三月三〇日 条例第五七号

平成一七年 三月三十一日 条例第六九号

平成一七年一二月二二日 条例第一六二号

(設置)

第一条 食品工業技術の向上とその成果の普及を図り、もって都内中小企業の振興に寄与するとともに、都民の食の安全と食生活の充実に資するため、東京都立食品技術センター（以下「センター」という。）を東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地に設置する。

（平一七条例一六二・一部改正）

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 食品工業技術の普及、指導及び相談
- 二 食品工業技術に関する試験、研究及び調査
- 三 依頼により行う食品工業用の原料及び材料並びに加工食品等（以下「食品工業用原材料等」という。）の試験並びにその成績証明
- 四 開放試験室の利用公開
- 五 食品製造業者と農林水産業者との連携促進のための相談及び情報提供
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

（平一三条例五七・平一七条例一六二・一部改正）

(休業日)

第三条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 一月二日及び同月三日
- 四 十二月二十九日から同月三十一日まで

2 前項の休業日については、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（平四条例一三七・平一三条例五七・一部改正）

(業務時間)

第四条 センターの業務時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の業務時間を変更することができる。

(平四条例一三七・全改、平一三条例五七・一部改正)

(利用手続等)

第五条 開放試験室及びその設備を利用しようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、知事は、前項の利用の承認をしないことができる。

一 センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

二 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

三 センターの管理上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が利用を不相当と認めるとき。

(平一三条例五七・一部改正)

(使用料及び手数料の額)

第六条 前条第一項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)又は食品工業用原材料等の試験若しくはその成績証明を依頼しようとする者は、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料又は手数料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び手数料の納入時期)

第七条 前条の規定による使用料及び手数料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料及び手数料の不還付)

第八条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第九条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備等の変更禁止)

第十条 利用者は、利用の承認を受けた開放試験室の設備等を変更してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平一三条例五七・全改)

(利用承認の取消し等)

第十一条 次の各号の一に該当するときは、知事は、利用の承認を取り消し、利用を制限

- し、又は利用の停止を命ずることができる。
- 一 利用の目的に違反して利用したとき。
 - 二 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
 - 三 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
 - 四 工事その他の都合により、知事が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第十二条 利用者は、利用を終了したときは、利用した施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第十三条 センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる事業に関する業務
- 二 センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第五条第一項の規定により、開放試験室及びその設備の利用を承認し、又は同条第二項の規定により、同項第一号から第三号までのいずれかに該当すると認めるとき、若しくは利用を不相当と認めるときに利用の承認をしないこと。
- 二 第十条の規定により、開放試験室の設備等の変更を承認すること。
- 三 第十一条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、又は利用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったときに、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずること。

(平一七条例六九・全改)

(指定管理者の指定)

第十五条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切にセンターの管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に

従事させることができること。

- 二 安定的な経営基盤を有していること。
- 三 センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(平一七条例六九・追加)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十六条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 前条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 第十八条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(平一七条例六九・追加)

(指定管理者の公表)

第十七条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(平一七条例六九・追加)

(管理の基準等)

第十八条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 センターを利用する者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 センターの施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- 四 当該指定管理者が業務に関連して取得したセンターを利用する者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 業務の実施に関する事項
- 三 事業の実績報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(平一七条例六九・追加)

(委任)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例六九・旧第十五条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成二年規則第一一七号で平成二年七月一日から施行)

附 則(平成四年条例第一三七号)

この条例は、平成四年七月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第七一号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第五七号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第六九号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都立食品技術センター条例第十四条の規定は、平成十八年九月一日(同日前にこの条例による改正後の東京都立食品技術センター条例第十五条第二項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

附 則(平成一七年条例第一六二号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

別表（平八条例七一・平一三条例五七・平一七条例一六二・一部改正）

第一 使用料(第六条関係)

開放試験室

開放試験用の機械器具その他の設備

一件一日につき 1,700 円

第二 手数料(第六条関係)

| 区 分 | 手 数 料 の 額 |
|-------------------|-----------------|
| 一 食品工業用原材料等の化学試験 | 一項目につき 15,700 円 |
| 二 食品工業用原材料等の物理試験 | 一点につき 1,600 円 |
| 三 食品工業用原材料等の微生物試験 | 一点につき 4,300 円 |
| 四 成績証明書の交付 | 一通につき 500 円 |

備考

- 1 この表において一日とは、午前九時から午後五時までをいう。
- 2 事前の処置を必要とする試験に係る手数料の額は、この表に掲げる額に当該処置に要する実費を加算した額とする。
- 3 急を要する試験に係る手数料の額は、この表に掲げる額又は2に規定する額の二倍とする。
- 4 出張を要する試験に係る手数料の額は、この表に掲げる額又は2若しくは3に規定する額に職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の定めるところにより計算した旅費に相当する額を加算した額とする。

《平成一七年三月三十一日条例第六九号 一部改正前の
東京都立食品技術センター条例第十四条の規定》

（管理の委託）

第十四条 知事は、財団法人東京都中小企業振興公社に対して、センターの管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務を委託することができる。

- 一 第二条各号に掲げる事業に関して知事が指定する事務
- 二 センターの施設、設備及び物品の保全に関すること。

2 前項の委託事務の執行に要する費用については、予算の範囲内において、委託料として受託者に対して支払うものとする。